

自分で書いて
早めの提出を

税の申告受付が始まります

平成26年分の所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付と、市・県民税の申告受付がまもなく始まります。

申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。国税庁や市のホームページをご利用いただくと、インターネットを通じて申告書が作成できます。

なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告書の提出は不要です。



問合せ 所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税
⇒大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内2番)
市・県民税⇒大垣市役所課税課 (☎47-8179)



所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は市民会館で

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は、市民会館3階で行います。

次に該当するような人は、市民会館で申告をしてください。

- ・株式・土地などを売った人
- ・青色申告の人
- ・事業に伴う経費の算定が不明の人

- ・新たに事業を始めた人
- ・雑損控除を受ける人

- ・修正・訂正・準確定の申告をする人
- ・損失の申告をする人
- ・初めて住宅ローン控除を受ける人

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告	
とき	2/16(月)～3/16(月)の平日 9:00～17:00 ※申告書の作成には時間を要しますので、16:00までにご来場ください
ところ	市民会館3階 大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

郵送で提出する場合

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。

*郵送先/大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30) ※時間外文書受付箱(税務署の南東に設置)への提出も可

*備考/申告書の控えに税務署の收受印が必要な人は、返信用封筒(切手貼付)を同封

市・県民税の申告受付は市役所と出張会場で

市・県民税の申告受付は、市役所と出張会場(下表7か所)で行います。

申告がスムーズに進むよう、自分で記入する「自書申告」にご協力ください。また、医療費

領収書の計算や帳簿・書類の整理を済ませておいてください。

<申告に必要なもの>

- ①申告書、印鑑、筆記具、計算機
- ②源泉徴収票(原本)
- ③営業、農業、不動産などの収

- 入がある人は、帳簿・書類など
- ④各種控除を受けるための証明書など
- ・医療費控除…領収書、保険金などで補てんされた金額がわかる書類など
- ・社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書

- ・生命保険料控除および地震保険料控除…保険会社発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入金額がわかる書類
- ・寄附金税額控除…受領証など

		とき	ところ
市・県民税の申告	主会場	2/16(月)～3/16(月)の平日	8:30～17:00 市役所4階 大会議室 ※期間中、課税課には申告会場を設けていません
	出張会場	2/3(火)・4(水)	9:00～16:00
2/5(木)・6(金)		中川地区センター1階 多目的ホール	
2/9(月)・10(火)		墨俣地域事務所1階 大会議室	
2/18(水)・19(木)		子育て総合支援センター1階 多目的ホール	
2/24(火)・25(水)・26(木)・27(金)		赤坂総合センター3階 ホール	
3/3(火)・4(水)・5(木)・6(金)		上石津地域事務所2階 2-1会議室	
	3/11(水)	情報工房5階 スイックホール	

郵送で提出する場合

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。

*郵送先/大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

平成27年度 市・県民税 主な変更点

●軽減税率の廃止

上場株式等に係る配当等及び譲渡所得等に対する3%軽減税率(市民税1.8%、県民税1.2%)が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日からは5%本則税率(市民税3%、県民税2%)が適用されます。

●住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

住宅借入金等特別税額控除の適用期限が平成29年12月31日まで延長され、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに入居した場合の控除限度額が拡充されます。

	改正前	改正後	
居住開始年月日	～H25.12.31	H26.1.1～H26.3.31	H26.4.1～H29.12.31
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)	所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)※

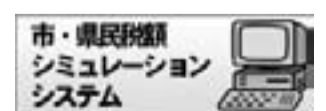
※住宅の対価または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合。それ以外の場合は、平成26年1月1日～同年3月31日に入居した場合の控除限度額と同様

ネットで作れる 市・県民税の申告書

市は、インターネットを通じて市・県民税の申告書作成や税額試算ができる「市・県民税額シミュレーションシステム」を導入しています。

2月2日からは、平成27年度(26年収入)分も対象になりますので、ぜひご利用ください。

▶**利用方法**/市ホームページにあるバナーからシステムに入り、画面の指示に従いながら、源泉徴収票の数字などを入力



▶**備考**/インターネットや電子メールによる申告受付は行っていません。申告書は印刷し、郵送または持参で、課税課(〒503-8601 丸の内2-29)へ提出

▶**問合せ**/課税課(☎47-8179)へ